



Vol.184

トクちゃん新聞

6月号

インボイスのご相談
多いです！

令和5年6月19日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com



◆ コロナ対応終了です

徳野



6月1日をもって弊社のコロナ対応は終了としました。マスク着用は各自の任意としますが、ご面談の際はお客様のご意向をお聞かせいただこうと思っています。

弊社事務所の入口ドアは暑い日も寒い日も換気のため開放してきましたが、3年ぶりに閉じました。電気使用量が減ることを期待しています。ランチ会も復活です。徳野+3人を1組として日替わりで、ゆっくりとランチに出かけます。有意義やな～と思っています。

天神橋筋商店街の飲食店も完全復活ではないですが活気が出て来たように感じます。天神祭も2023年は、陸渡御・船渡御・奉納花火もある通常モードになるそうです。



月に1度東京へ出張しますが、東京駅の混雑具合は月ごとに激しくなっている印象です。待合室に席がなく通路に座りこんでる人もみかけます。外国人観光客がホントに多いです。



そんな中、先日娘がコロナに感染。幸い、重症化せず回復してきている様子です。私も妻も娘からは感染せず済んだように思いますが、ヒヤッとしたのは間違いありません。しばらくは油断できないですが、このまま景気回復となって欲しいですね。

◆ クレジットカードの明細があれば、領収書の保存は要らない？

廣島



電子帳簿保存法やインボイス対応の準備を進める中で、「クレジットカードで決済したものはクレジットカード会社の請求明細があるので、領収書の保存は要らないですね？」という質問を頂戴します。答えは、「要ります！」ですが、このご質問を頂く度、お伝えできていなかったことを痛感します。これまで、税務調査でもあまり話題にならないので、弊社から積極的に「クレジットカード決済時の領収書も保存してくださいね！」とお伝えする機会が少なかったように思います。

領収書は取引を証明するための書類ですが、消費税法の上では、販売した人が作成する書類で (1)書類の作成者の氏名または名称 (2)年月日 (3)内容 (4)金額 (5)税率ごとに区分した額 (6)書類を受け取る者の氏名または名称の記載が必要です。クレジットカード会社が発行する利用明細書は、販売した人が作成する書類ではなく、(1)～(6)の記載内容を網羅していないことがほとんどです。

領収書に代えて、(1)～(6)が記載された決済時に受け取る利用伝票とレシートを保存していただくことも可能ですが、クレジットカード会社が発行する請求明細のみの保存では、不十分であることにご注意ください。今後、インボイス制度の導入もあり、仕入税額控除の要件をより厳しく確認されることが想定されますので、改めて書類の保存方法等ご確認ください。

※上記の要件等は平易な言葉に言い換えているため、法律で規定する内容を正確に反映しておりません。

詳細やご相談は、担当スタッフにお尋ねいただけましたら幸いです。



◆ 2024年スタート！ 森林環境税

藪内

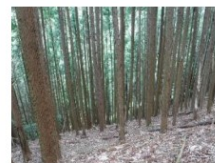


制度自体は2019年3月に制定されていましたが、2024年度から新たにスタートする税金が、この「森林環境税」です。

1人あたり年間1,000円の税金が、個人住民税に上乗せする形で徴収されることになります。



税金の使い道としては、日本の国土の約3分の2を占める森林の「間伐(森林の間引き)」や「林道の補修」などの費用に主に充てられます。※具体的な用途については、林野庁のホームページで公表されています。(右の画像は、奈良県五條市の間伐の様子です)



(間伐前)



(間伐後)

なにかと負担増の話ばかりで辟易しますが、納税する以上は日本の豊かな国土を守るために有益に使ってほしいものだと思います。皆さまはどのように感じられるでしょうか？

◆ 税務スケジュール(7月)

7月10日(月)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・労働保険 年度更新
- ・6月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・1月から6月分 源泉所得税の納付(納期の特例分)

7月18日(火)

- ・所得税の予定納税額 減額申請

7月31日(月)

- ・6月分 社会保険料の納付
- ・5月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・11月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・8月・11月・2月決算法人 3ヵ月ごとの消費税中間申告
- ・所得税の予定申告 第1期分

◇住民税 徴収税額変更

7月10日(月)納付期限の6月分より

住民税の徴収税額が変更となりますのでご注意ください

喜多



◆ Chat GPTの活用

最近、巷で話題の「Chat GPT」ですが、弊社においても業務での活用方法を模索している段階です。まだまだ模索段階で個人的な体感ですが、Chat GPTの得意なことを紹介したいと思います。

①流暢な言葉への翻訳

アメリカ人の友人から連絡が来た際に通常の日本語でのやり取りのように気を遣わずに文章を作って翻訳を作成すると文脈からフランクな英語表現に変換してくれました。従来の翻訳ツールとの違いは、**自然言語処理能力**が備えられているため、**翻訳時に日本語・英語共に流暢に変換**してくれます。そのため、ビジネスシーンでも十分に活躍してくれると思われます。

②Excelの関数やマクロの利用

関数やマクロを利用する際に丁寧に使い方を提案してくれます。Excelが得意な方はもちろん、こういうことしたいな、できないかなということをざっばらんに聞いても解決策を提案してくれますので**苦手な方にとっても心強い味方**となってくれるでしょう。

今後もより深掘してビジネスにおいて有効な活用方法をお伝えしていきたいと思っています。

稲葉



◆ 最近何かと話題のマイナンバーカード

他人の住民票が印刷されたり、本人以外の預金口座が登録されていたりというトラブル続きなマイナンバーカードですが、現在考えられている今後の活用方法例を調べてみました。

① ライブ会場の入場

人気ユニットのライブの入場チケットは現在も不正な転売が横行しています。入場時にマイナンバーカードによる本人確認を行うことで、不正な転売の抑止につなげたいようです。

② 運転免許証としての利用

2024年度からマイナンバーカードを運転免許証として利用開始予定です。

③ 引っ越し手続きの簡便化

マイナポータルを通じ、行政・電気・ガス・水道の手続きをオンラインにて一括で行えるようになるそうです。

オンライン上で本人確認が取れることから、デジタル社会に必要なツールになっていくようです。そのためにも信頼性の高いシステムになってほしいです。

マイナンバー (個人番号) 制度・マイナンバーカード | デジタル庁 (digital.go.jp)

細川



◆ スタッフより

プロダクトグループの大熊です。

大熊



3月末ごろ、但馬でスカイダイビングしてきました「落ちる」というより「飛んでいる」という感覚で圧倒的非日常を存分に楽しむことが出来ました。

地面が遠すぎるのか、飛行機からダイブした後はバンジージャンプと比べて全然怖くありませんでした。また行きたい！



◆ クイズ

池永



2023年1月現在の、諸外国における**消費税(付加価値税/VAT)の国際比較**からクイズです。次の①②③からそれぞれ正しい答えを選んでください。

(問1) 日本の標準税率(10%)は、51か国(OECD加盟国、EU、ASEAN+3(+台湾))中、何位でしょう？

①6位 ②23位 ③41位

(問2) 51か国の平均税率は何%でしょう？

①12.5% ②17.6% ③19.2%

(答え)問1=③、問2=②です。何と日本は51か国中、41位で下から6番目です。標準税率の一番高い国は**ハンガリーの27%**！一番低い国は**台湾の5%**でした。